

保育料軽減事業により 保育料の軽減範囲を拡充します

町では、令和6年9月分の保育料から、長野県の保育料軽減事業と足並みをそろえ、保育料の軽減拡充を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

軽減対象

お子さんの年齢が0歳から2歳（3歳未満児）で、保育施設（保育所・小規模保育事業所）などに在籍しているお子さんであること

※幼児教育・保育の無償化により無償化対象となっていない場合は対象となりません。

軽減内容

●町民税所得割額57,700円未満（ひとり親世帯等以外の世帯）

保護者と生計が同一であれば、兄弟の年齢に関わらず、最年長の兄弟からカウントして

- ・1人目は半額軽減
- ・2人目以降は無償化
- 町民税所得割額57,700円以上の世帯
- 保護者と生計が同一であれば、兄弟の年齢に関わらず、最年長の兄弟からカウントして
- ・1人目は半額軽減
- ・2人目は半額軽減
- ・3人目以降は無償化



令和6年4月から8月分の保育料について

この保育料軽減事業は令和6年4月にさかのぼって適用します。軽減後の保育料とすでお支払いいただいた保育料に差額がある場合は、後日還付します。還付の方法、時期につきましては準備が整い次第お知らせいたします。

※小規模保育事業所については各園からの還付対応となります。

※未申告等によって税額が不明の場合は対象とはならず、保育料は最高額となります。軽減の適用は税額が確認できた次の月からとなりますので、予めご了承ください。

軽減の適用については保育料決定通知書にてご確認ください。通知は9月上旬送付を予定しています。

問い合わせ先

町民課 とも係
(32) 3114

令和7年度児童クラブ申込書を配布します

申し込みできる方

保護者が勤務などにより、ご家庭で児童がひとりになつてしまう場合（就労、出産の前後、病気・負傷・心身に障がい有する、同居の親族を介護、就学中等）

※同居の祖父母等親族が保育できる状態にある場合は、児童クラブに加入できません。

注意事項

令和7年4月1日から利用の方だけでなく、長期休みの利用のみの利用、年度途中からの利用を希望する方もこの時期にお申し込みください。

申請書配布期間

9月17日（火）～

申請書配布場所

東原児童館、大林児童館、町ホームページ

※利用を希望する児童館で用紙を受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。役場では配布しておりません。

申込期間

10月1日（火）から受付を開始します。詳細は次月号でお知らせします。

問い合わせ先

東原児童館 (32) 5769
大林児童館 (32) 0154



児童手当制度改正に係る申請受付の開始について

令和6年10月分より、次のとおり児童手当が制度改正されます。

・所得制限の撤廃

・支給期間を高校生世代まで延長

・第3子以降の支給額を児童一人月額3万円に増額

・第3子のカウント対象年齢を（保護者の経済的負担がある場合）22歳到達後最初の年度末までに延長

・支給月が「年3回」から「年6回」に変更

この制度改正に伴い、新たに児童手当の支給対象となる方や多子加算で子どもの数え方が変更となる方など、新たに申請が必要となる方に対して、申請書類を送付することにも申請受付を開始します。

《新たに申請が必要な方》

①所得上限超過により、現在児童手当を受給しておらず、御代田町独自の「特別手当」を受給している方

②現在児童手当を受給しておらず、高校生年代のみの児童を養育している方

③現在児童手当を受給しており、18歳年度末～22歳年度末までの子について、保護者の経済的負担があり、かつ、その子を含めて3人以上の子を養育している方

高齢者生活応援券 利用期限のお知らせ

令和6年度御代田町高齢者生活応援券の利用期限は、9月30日（月）です。

期限の過ぎた応援券の利用はできませんので、お忘れのないようご利用ください。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係
(31) 2512

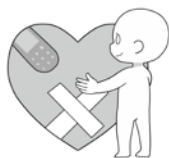


誰も自殺に追い込まれることのないまちをめざして 9月10日～9月16日は「自殺予防週間」です

国では、9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、16日までを自殺予防週間と位置づけ、幅広い参加による啓発活動を「強力」に推進していくこととしています。いのちの大切さや自殺の危険を示すサイン、危険に気づいたときの対処方法について、理解を深めましょう。

あなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか。

- ・こころの健康相談統一ダイヤル 電話 おこなう まろうよ こころ 0570-064-556
- ・#いのちのSOS フリーダイヤル おもい ささえる 電話 0120-061-338



1月には、町主催のゲートキーパー養成講座を開催します。大切ないのちを守るため、ぜひご参加ください。日程等は広報やまゆり12月号でお知らせします。

問い合わせ先 保健福祉課 (32) 2554

令和7年度保育園等 入園申し込み申請書 を配布します

申し込みできる方

保護者のいずれもが家庭で児童を保育できない場合（就労、求職中、出産の前後、保護者が病気・負傷・心身に障がい有する、同居の親族を介護、就学中等）

注意事項

令和7年4月1日から利用の方だけでなく、年度途中からの利用を希望する方（育児休暇から復職予定、御代田町に転入予定、出産予定等）もお申し込み下さい。

申請書配布期間

9月17日（火）～

申請書配布場所

町民課 とも係（役場1階5番窓口）、町ホームページ
※すでに入園している児童については、園から申請書を配布します。

申込期間

10月1日（火）から受付を開始します（年齢に応じた期間にご提出下さい）。詳細は次月号でお知らせします。

問い合わせ先

町民課 とも係
(32) 3114